

第4回 公民館のあり方検討委員会 会議結果（議事録概要）

1. 開催日時：令和5年10月20日（金）午後2時05分～午後4時00分
2. 開催場所：佐賀商エビル7階 共用大会議室
3. 出席者：公民館のあり方検討委員 13名

五十嵐 勉委員長、小城原 直副委員長、福田 忠利委員、石井 孝嗣委員、木村 泰代委員、吉村 純子委員、上野 景三委員、溝上 良雄委員、福島 龍三郎委員、内川 実佐子委員、翁 昌史委員、横尾 敏史委員、田島 みゆき委員（欠席委員3名）

事務局

大松教育部長、大野地域振興副部長兼地域政策課長

【公民館支援課】

大坪地域振興副部長兼課長、松尾副課長、蘭公民館支援係長、糸山主事

【社会教育課】

大塚課長、宮崎副課長、只隈主査

【協働推進課】

岡課長、吉田地域コミュニティ室長

【企画政策課】

小部主任

4. 議題

- (1) 社会教育事業の取組みについて
- (2) 職員体制等について
- (3) その他

5. 会議資料

- ・ 第4回公民館のあり方検討委員会
- ・ 別紙

6. 議事内容

<開会>

- ・ 事務局より第4回公民館のあり方検討委員会の開会を宣言

<議事>

(1) 社会教育事業の取組みについて

- ・ 事務局が、資料「第4回公民館のあり方検討委員会」を用い、第1回から第3回までの振り返りを行った後、公民館における社会教育事業の取組みについて説明を行った。

【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員：パワーポイント資料スライド2に「令和3年4月 公民館を市長部局へ移管、補助執行解消」とあるが、市長部局の仕事として社会教育をしているという解釈でよいか。公民館の社会教育事業を市長部局で取ってしまったら社会教育課は何をしているのか。

事務局：その解釈で間違いない。現在、社会教育課ではまなざし運動や青少年センターの運営、青少年の健全育成に特化して事業をしている。

委員：パワーポイント資料スライド4の強化を図りたい取組み（地域づくり、人づくりから地域課題解決、デジタル化、学校と地域の連携拠点）は、どこの公民館も知恵を絞りながら取り組んでいる。継続し強化していくべきであると考え。名称については、現状維持でいいと思う。

委員：子育てサークルとして公民館を特別感より安心感をもって利用しながら、その安心感の中で子育てができるという居場所づくりをしてきたので、変化は求めている。別紙3ページにある平成23年8月佐賀市教育委員会方針を今後も充実させていくべきなのでは。また、子どもたちの居場所づくりを通じて、地域のつながりづくり人づくりを優先して取り組んではどうか。

委員：地域活動と地域福祉と社会教育が相まって地域は活性化していく。社会教育施設というイメージの強い公民館から新しい地域活動の拠点施設らしい名称に変えた方がよいと考える。

委員：公民館と公民館利用者との間で利用に係る調整会議というは日常的に行われているものなのか。

事務局：各公民館で、地域団体やサークル等は年間利用計画に基づき前年度の冬に調整をし、年間で抑えている。

委員：仮に施設名称が変わって社会教育施設という位置づけでなくなったとしても、公民館の利用については、今まで以上に周到的な調整が多分求められ、それぞれの公民館単位での自治能力が今まで以上に必要になるだろう。

委員：公民館で地域住民の生活に役立つ講座や地域貢献できる行催事でも営利企業は名前を出すことができず、その先の支援へつながらないので制約が無くなればと思う。また、女性の起業家が活躍できるマルシェ、異業種間交流会なども公民館でできるようになったらいい。

委員：有償、無償で切り分けるのではなく、地域住民が求めるサービスを聞き入れ、新たな事業展開や新たな活用を図ることが必要なのではないかと考える。また、公民館をどう開放してほしいのか、どういった活動をしたいのかというニーズを聴き取るべきではないかと考える。

委員：何か用がない限り行かないのが、今の公民館の現状。市民の声をよく聴き、市民の公民館の使い方を整理するべきではないかと考える。コミュニティカフェ、

学習塾などは有料で開催していかないと、いずれ行き詰まってしまう。公民館という名称を変え、誰もが足を運びたくなるような開かれた施設になるのであれば市民ニーズに応えられると思う。

委員：ネットで公民館の利用申し込みができるようになり、結果、利便性のよい地域の公民館が空いていないことが多く、地域住民としては困っている。どこまで開かれた施設にするかという件については、時間をかけてもいいのではないかな。

委員：誰もが気軽に利用できることを前提にした上で、校区にある施設なので校区住民の利用を優先せざるを得ない。その方針と個々の公民館の対応について詰める必要がある。

委員：公民館までの距離というのが地域の高齢者にとってはネックとなっていると感じる。一方で、地域の自治公民館や地区社協と地域ニーズを分担することによって公民館の負担を減らせるのではないかと考える。

委員：実際に公民館をよく利用されている方々と、あまり利用したことがない方々との間のギャップがかなり大きいようだ。高齢者が歩いていけない距離についての問題は重要なことだが、公民館に行くことに対する心理的なバリアについてはいかに薄めるか、今回の大きな考え方の一つのポイント。

委員：社会教育事業で、今後継続したい取組みを残しつつ、さらに新たな取組みをしていくという部分について賛同する。また、小学生からシニアまでの世代の新たな活動や活躍の一步の場として、非営利、営利という考え方について地域循環といった視点を入れてもう一度捉え直す必要があるのではないかと考える。

委員：施設名称に関して、公民館機能を変えていく上で名前を変えなければいけないとか公民館のイメージがあまりにも強すぎる変えた方がいいが、残すべきものが公民館の名称に合致するものが多いのであればこのままでいいのでは。

委員：営利的な事業もある程度可能にするようなことを前提にすることが1つ大きなテーマであり、その営利が公的な貢献、地域社会への貢献につながるような枠づけはある程度必要。

委員：現在、障がい者が自立できるだけの収入を得ることが福祉事業所の課題の1つとなっているが、地域コミュニティのなかに事業所の製品を販売できる場所があれば助かる。また、最近では、担い手不足の解消として、障がい者が除草作業、清掃作業、農作業などにも就労している。地域課題や社会課題の解決につながる部分で障がい者がマッチングできる機能があると有り難い。

委員：現行では、障がい者の方々がつくった製品等を公民館等で販売することは、制限がある。障がい者の方々と地域社会が共生する場として公民館を活用できるだろうと思う。

委員：新たな活用を模索するのはよいことだが、新名称、新施設にしたら新たな活用ができるのか、より良い施設になるのかということを検討する必要がある。より良い施設になるような条件（職員研修の充実など）をつくっていかなければならない

また、公民館では企業名を出せないという話だが、行政サービスではそもそも特定の企業名を出すことはなく、公民館固有の問題ではないのではないかと。

地域ニーズとして新たな活用があるのであれば、公民館が事業として起こす話であってもいいのではないかと。

営利、非営利という基準の見直しをやらなければいけないだろうと思う。公共性や公平性を持っている団体とか事業所さんであれば、窓口というのを広げていくという話になるのかなど。社会教育法からの適用を除外するかどうかという話ではないのでは。

事務局：第1回目の会議資料に掲載したが、社会教育法第23条第1項の解釈については平成30年12月21日に文部科学省からの通知があり、「公民館が専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して使用回数、使用時間、使用料等に関して優遇することなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない。」という内容になっている。

委員長：先ほど委員の発言内容に関して、第1にその公益性のある営利、あるいは特定の団体が占有するような営利をしっかりと分けて整理して運用を進めることは、現行の制度でも可能という意見であったかと思う。

現行の社会教育法に基づく公民館施設でできるという考え方。この先、公民館ではなくて新しい施設、一般行政施設にして変えていくという考え方。両論ありかと思う。その際に、仮に公民館ではなくて名称を変更して一般行政施設として活用する場合に、現行の社会教育事業機能、そして、新たなニーズに対応するような事業をやるために、どのような仕組み、運営体制をつくるのが必要なのかという考え方で継続して議論したい。それとの関係で、今の職員体制がどうなっているのか、事務局から説明を。

(2)職員体制等について

・事務局が、パワーポイント資料を用い、現在の公民館の職員体制、公民館職員の業務、年間予算について説明した。

【委員からの質疑・意見、事務局からの回答等】

委員：土日や時間外の利用について、どのような管理を行っているのか。当該対応は

人件費の範囲で行っているのか。

事務局：旧市民館では住み込みの管理人が、合併した町村の公民館は管理委託で対応をしている。人件費ではなく、管理運営費に含まれている。

委員：従来、公民館長というのは地元の名士が務めていたが、現在、公民館長は会計年度任用職員の5時間45分勤務で時間的制約が大きい。公民館職員が3名そろうことがあまりなく、地域からの相談を持ち掛けることができなくなっている。公民館長は平日フルタイム勤務にしてほしいという話が地域で出ている。

委員：公民館長といえども現状、職員であれば労働基準法に則って勤務をしている。公民館業務を確定して人員計画をしっかりと立てればよい。

委員：実務上、公民館長は画一的に勤務時間を決められない部分がある。

委員：公民館のあり方を考えるにあたって公民館長は地域の名士であるというイメージを維持する必要があるのか。

委員：公民館長に期待するのは公民館長としての専門性。期待される資質は、地域との交渉、いろいろな相談に乗ったりして溶かしながら、上手に地域の中のバランスをとって行くこと。どのような経歴の持ち主が館長になるにせよ、館長としての研修をしっかりとやっていくべき。

委員：公民館職員は館長と職員2名で、富士・春日・諸富・久保田は職員3名とあるが、これはなぜか。

事務局：通常より施設面積規模が大きい、または施設が分離している公民館は職員を1名多く配置している。

委員：歳入に対する歳出のボリュームに驚いた。収益性を目指す民間力、地域に合った取組みを進められる公民館職員のマインドセット、仕組みの見直しの必要性を感じた。

委員：公的施設として公的財源に基づいて運営しているため収支差について合理的な論拠を求める必要はないという側面がある一方、民間の視点からするとやはり非効率的と映るのではないか。どうやって財政的なバランスを取るのか考えていく必要がある。

委員長：現在の職員で頑張っておられることは承知している。しかし、やはり自治会の方々が言われるように目一杯の状況、土日と夜間等の利用等で差し障りや障害が出ていると。そういったことも含めて現行の職員体制、マンパワー、数字、それを前提としながら、どうやって体制をより効率化していくのかということも重要なテーマになるかと思う。そういったことも含めた議論を継続して行いたい。

(3)その他

- ・委員長が、今回の議題に対し議論が尽きなかったことを理由に11月に予定している第5回会議で再度議論を行うことを事務局に提案し、事務局がこれを承諾した。

<閉会>

- ・大坪地域振興部副部長兼課長より挨拶がなされた。
- ・事務局が、次回日程について11月10日午後2時より、同じ会場で開催すること、追って通知文書を郵送することを伝え、閉会を宣言した。

<了>